

大河原町とヤマト運輸株式会社との地域包括連携協定書

大河原町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は地域の活性化及び町民サービスの向上に向けて、相互に連携協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、一層の地域の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 安全・安心な地域づくりに関すること
- (3) 災害対策に関すること
- (4) 地域の福祉に関すること
- (5) 産業振興に関すること
- (6) その他、町民サービスの向上等に関すること

2 甲及び乙は、前項各号定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社に実施させることができるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がない場合は、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（公表）

第6条 甲及び乙は、本協定の存在及び内容について対外的に公表を行う場合には、公表の方法及び内容について事前に甲乙協議のうえ行うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の内容に疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年3月28日

甲 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地

大河原町長

齊
心

清
心



乙 宮城県仙台市宮城野区扇町7丁目4番



ヤマト運輸株式会社 新宮城主管支店

主管支店長

妹尾真一